

# 最高裁判所 裁判官 殿

すみやかに上告を受け付け、生活保護世帯・若者の未来を開く判決を！

## 【私たちの要望】

### 1. そもそも看護学校に通うのは贅沢なのでしょうか？

生活保護制度では、高卒後、大学や専門学校に進学すると生活保護から外され、生活費も学費も自分で稼がなければなりません。この扱いが、この裁判の発端です。世間では大学等への進学率は浪人生も入れれば8割に達しています。高卒後進学するのが圧倒的多数派なのです。生活保護世帯の若者が将来を考え、高卒後進学して資格取得や勉強をするのは贅沢なのでしょうか？生活保護世帯だからといってそれを認めないのは、生活保護世帯の若者の未来を奪うことです。生活保護を利用しながらの大学、専門学校への進学を認めるべきです。

### 2. 学校を続けるために自力で稼いだ収入を奪っていいのでしょうか？

孫は、生活保護からの援助なしに、自力で生活費と就学費用を賄いながら、准看資格を得て正看コースに進みました。あと2年で正看資格が取れるところまで来たにもかかわらず、その収入を取り上げられて、祖父母も含めて保護が廃止されました。生活保護から排除されたから自力で頑張ってきたのに、行政はその希望を潰したのです。

結局、現在の生活保護行政は、「世帯分離された大学生や専門学校生が病気で倒れても助けない。しかし、多少でも稼げば必要な金でも召し上げる」という運用なのです。こんな生活保護の運用が許されるのでしょうか？

こんな生活保護の運用を変える判決を、私たちは求めます。

お名前	住所

※ 情報は適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。集まり次第、事務局まで送付をお願いします。

熊本 世帯分離裁判を支える会

事務局 / コスモス法律事務所 熊本市中央区京町本丁8番28号



# 長洲町世帯分離解除保護廃止事件等とは？

祖父母と孫(看護学校在学中)で生活保護申請

熊本県は若者の未来を奪うような生活保護世帯

## ① 保護開始



「孫は高校を出ているのだから働いて家にお金を入れて家計を助けるべき。  
看護学校に行くのなら保護はできない。」

と保護から外す(世帯分離といいます)。  
祖父母だけの保護開始。

「それなら仕方がないです。  
でも、どうしても将来 看護師になって働きたい。  
生活費も学費も自分で稼いで何とかするしかない。」



として看護学校を継続。

## ② 2年後

孫は准看資格を得て、正看コースに進学。  
昼間は准看で働き、収入が得られたところ…



「収入があるのだから、祖父母を助けなさい。  
あなたを祖父母と同じ世帯とすると、  
あなたの収入があるから保護は必要なくなるので  
祖父母も含めて保護廃止します。」

「それでは学校を続けられなくなります。  
今の収入は、正看コースの3年生の時には昼間も実習となり  
働けなくなるときのために必要なお金です」



と訴えたが、県は聞き入れず。保護廃止。

孫は、その後の心労も重なり、1年間、休学、休職となった。

③ 祖父母は生活保護廃止処分の取消しを求めて提訴。

→2022年10月3日熊本地裁で勝訴！しかし、県控訴。

④ 2024年3月22日福岡高裁「孫の就学・准看資格取得により、自立を一応達成できた」「孫が看護師資格取得を目指していたという主観的  
事情は、自立達成に関する判断を左右しない」「孫が(祖父母への)生活  
保持義務を負担しても、不当な責任の負担にならない」と不当判決。

➔ 最高裁へ上告中

若者の未来を閉ざす福岡高裁判決は破棄！  
若者のために立ち上がろう！